

仕 様 書

名 称	令和5年度に第15旅団及び上級司令部が計画・実施する教育訓練等の移動に伴う沖縄県内における道路輸送のため使用するレンタカー借用券
作成年月日	令和5年3月7日
作成部隊	第15旅団司令部 第4部
作成責任者	第15旅団司令部第4部 輸送班長 1等陸尉 田中 祐史

1 適用範囲

本仕様書は、令和5年度に第15旅団及び上級司令部が計画・実施する教育訓練等の移動に伴う沖縄県内における道路輸送に適用する。

2 用語の定義

(1) 官 側

陸上自衛隊第15旅団

(2) 業者側

役務請負人

(3) 沖縄県内

沖縄県（周辺離島含む）を合わせた地域をいう。

(4) クラス

ア ワゴンクラス

ハイエース、アルファードの車種をいう。

イ ワンボックスクラス

ノア、セレナ、ステップワゴンの車種をいう。

(5) レンタカー借用券

沖縄県内における道路輸送のために使用するため、業者側が任意の様式で発行するレンタカー借用の権利を認証する券をいう。

3 レンタカー借用券の数量

(1) ワゴンクラス 250枚

(2) ワンボックスクラス 250枚

4 レンタカー借用券に関する要求条件

(1) 適用期間

令和5年4月1日（金）以降、使用終了まで

(2) レンタカー借用券に含む権利の内容等

ア レンタカー借用券1枚につき、官側が指定するクラスの車1両を、受注者の準備により1日利用できる権利を行使できるものであること。

この際、運行する区間は、運航に必要な各種手続等に必要な時期までに官側から業者側に対し提示するものとする。

イ レンタカー借用券に含まれる費用

(ア) レンタカー借用に伴う各種手続に必要な費用

(イ) レンタカー使用に伴う燃料代及び保険料

(3) レンタカー借用要領

ア 依 頼

官側は、借用を希望する時期、クラスを業者側に対して、前日までに受注者に対し提示する。

イ レンタカーの借用調整

業者側は、官側の依頼を受けたならば、速やかにレンタカー借用を調整するとともに、決定後その内容を官側に提示する。

ウ レンタカーの借用

業者側が指定した時期・場所に、官側が直接赴き借用するものとする。

エ レンタカー借用券の支払い

官側は、レンタカー借用後、使用月末までに業者側にレンタカー借用券を支払うこととする。

5 その他

(1) 情報保全

本輸送に関して知り得た情報については、流出防止を図るものとする。

(2) 連絡体制の確保

業者側は担当者を指定し、常に官側からの連絡を受けれる態勢を確保する。

(3) その他、本仕様書に記載のない事項は、別途官側と調整するものとする。

作成責任者

第15旅団司令部

第4部 輸送班長

1等陸尉 田中 祐史